

令和2年度（2020年度）第1回熊本県いじめ防止対策審議会

次 第

日 時 : 令和2年（2020年）
7月15日（水）午後3時～5時
会 場 : ホテル熊本テルサ1階 テルサルーム

1 開 会

熊本県教育長あいさつ

委員紹介

2 議 事

議題「熊本県いじめ防止基本方針の改訂案について」

3 諸連絡

4 閉 会

令和2年度（2020年度）第1回熊本県いじめ防止対策審議会 出席者名簿

委 員

	所属・役職	氏 名	区分
1	熊本大学大学院教育学研究科 准教授	八ッ塚 一郎	教育
2	弁護士 県弁護士会子どもの人権委員会委員	園田 将吾	法律
3	医師 熊本学園大学社会福祉学部 教授	城野 匡	医療
4	熊本県臨床心理士会	篠原 昌子	心理
5	熊本県精神保健福祉士協会理事	徳永 佑美（御欠席）	福祉
6	熊本県社会福祉士会	金和 史岐子	福祉

※任期：令和元年10月4日から令和3年10月3日まで

教育委員会

	職 名	氏 名	備 考
1	教 育 長	古閑 陽一	
2	教 育 理 事	國武 慎一郎	
3	教育総務局長	西尾 浩明	
4	県立学校教育局長	牛田 卓也	
5	市町村教育局長	川並 満徳	

関係課（教育庁、知事部局、警察本部）

	所 属	職 名	氏 名	備 考
6	教育政策課	課長	井藤 和哉	
7	学校人事課	課長	磯谷 重和	
8	社会教育課	課長	須惠 勝幸	
9	高校教育課	課長	岩本 修一	
10	義務教育課	課長	竹中 千尋	
11	特別支援教育課	課長	牛野 忠男	
12	人権同和教育課	課長	井上 大介	
13	体育保健課	課長	平江 公一	
14	私学振興課	課長	市川 弘人	随行1名
15	子ども家庭福祉課	課長	坂本 弘道	随行1名
16	くらしの安全推進課	課長補佐	田川 栄一	
17	少 年 課	巡查部長	久保田 理恵	

事務局

	所 属	職 名	氏 名	備 考
18	学校安全・安心推進課	課長	重岡 忠希	
19	学校安全・安心推進課	審議員	坂本 一博	
20	学校安全・安心推進課	課長補佐	里形 和洋	
21	学校安全・安心推進課	課長補佐	江藤 潤	
22	学校安全・安心推進課	指導主事	増田 健治	
23	学校安全・安心推進課	指導主事	山口 美和	
24	学校安全・安心推進課	指導主事	田上 繁樹	

令和2年度（2020年度）第1回いじめ防止対策審議会 議事録

○日時：令和2年（2020年）7月15日（水）

午後3時～午後5時

○会場：ホテル熊本テルサ テルサルーム

- 1 県教育委員会古閑陽一教育長挨拶
- 2 出席者確認・審議会成立の報告
- 3 会議公開・非公開の協議
- 4 配布資料の確認
- 5 本日の審議についての確認
- 6 いじめ防止基本方針改定案についての説明
- 7 審議

<八ツ塚会長>

審議会等の会議の公開に関する指針第3及び第4に基づき、本日の会議の公開・非公開について協議する。本日の会議は、非公開とする事由は見当たらないと思われるため公開としてよいか。（異議がないため）公開とする。

（事務局による配布資料の確認と資料2及び資料4の説明）

<八ツ塚会長>

只今の説明・修正案につきましてご意見があればお願いします。

<園田委員>

前回、私がお指摘させていただいた部分については十分検討していただいて反映されているものと思う。

<重岡課長>

リーフレットは、教職員ひとりひとりが絶えず目に届くところに置いて、様々な生徒への対応、悩み相談を受ける際に、確認をしながら進めていくことを想定している。

<金和委員>

大変な修正作業に感謝する。私が意見を述べた内容がしっかり反映されていると思う。

リーフレットに関しては、今回の大雨で感じたことだが、やることがシンプルに書いてある方がよいと思う。もう少しシンプルにと感じた。

<古閑教育長>

金和委員のほうから大事な御指摘をいただいた。学校現場の意見を踏まえて、改善したい。

<重岡課長>

このパンフレットは、重大事態の対応というよりも、教職員が平時に活用するものとして考えている。ただ、ご指摘の通り情報量が多いことから、現場の声を聞いて、通常のいじめの対処の仕方というところをベースに、リーフレット化していきたい。

<八ツ塚会長>

今後、更に継続して改善を図っていただきたい。

<園田委員>

8月7日に生徒指導主事を対象とした研修会の予定があるということが書かれてあるが、どのような研修会を予定されているのか。

<江藤課長補佐>

今年は、子どもたちに対する聞き取りの仕方について考えている。

<重岡課長>

県立高校と県立特別支援学校に、いじめの事案があった際に匿名で通報できるスクールサインというシステムを導入している。その連絡会議の中で、生徒指導主事を対象に、いじめの発見についてしっかりと生徒指導部が関与するようにしてほしいということ、教育相談または担任学年で止まっているケースが非常に多いということ、そしてもうひとつはいじめ事案が起こったときに、聞き方がやや高圧的であったり、十分な事実確認ができていなかったり、そういった課題が見受けられる。そういった部分を研修する予定である。

<園田委員>

講演方式か。事例検討形式か。

<重岡課長>

事例形式で協議の時間を確保したいと思っている。3密を避けるなど課題もあるため、具体的には検討中である。

<城野委員>

いじめ発生後の対応に主眼を置きがちだが、普通の学校の日常こそが何より大事である。

<篠原委員>

事前に資料を読んだ。読むだけで本当に大変。私が指摘した誰に相談するかという点について反映しており、当初より柔らかくなっていると感心している。

職員室のドアを開けた時に、すごくまとまっている学校だと感じる学校と、ドアを開けた途端にすごい負のオーラを感じる学校がある。元気のいい先生方とそうではない先生方がはっきり分かれている。先生方同士の間関係が、生徒さんにも現れてくる。校長先生が変わると雰囲気が変わる。同じ学校でこういうことが起こるのかという経験を私はしてきた。このいじめの予防に当たっては、先生方のそれぞれを尊重し合う人間関係をどのように作り上げていくかが重要であると思う。

<ハツ塚会長>

まさに、組織風土や職場の雰囲気の問題。人間関係がいじめの発生にも大きく影響する。非常に重要な問題だと思う。

<園田委員>

文言ではないが、セルフチェックシートの未然防止の位置が下がっている。意図があるのか。

<ハツ塚会長>

最終的な文字や体裁等々はまた改めて確認を。

次に、再調査結果を踏まえた修正案・資料5につきましてご説明をお願いします。

(事務局による資料5の説明)

<ハツ塚会長>

県北高校生徒の自死事案についての再調査結果及び提言は、重く受け止めなくてはならない必要な教訓である。方針等々に反映させるべき内容であり、また十分な検討が必要な非常に繊細な事項を含んだ内容かと思う。

<園田委員>

1ページ目の3段目のところ。以前はこういった危機管理について、学校の要請があればということだったのが、入れていく方向になってきていると思う。キーパーソンの方が表には出なくても必ず横でいろんな相談をしてきながら一緒に活動出来たりすることが

重要だと思う。

<八ツ塚会長>

危機管理の専門性とキーパーソンを配置・派遣する、とかく学校が外からの対応を嫌うという批判があるというところがあると思うが、敢えてこういう文言としても盛り込んで明確に外部の視点・冷静な視点を取り込むという点でも重要であるという指摘だった。

<金和委員>

人の支援に関わる人に必要なのは、知識・技量もあるが、その根本にある向き合い方とか覚悟とか、心の持ちようとか、構えというか、そういうものが行間に溢れているように私は感じている。そのためにいろいろなツールがあり、知識や技量を上げることがそういう構えを作っていく。人の支援をする時にぎりぎりの本質に迫って、見透かされてしまうというか、判断が分かれてしまうのは、やはり人権に関する考え方だろうと私は思っている。そして、総論的な人権に関する研修とかをして、誰も反対する人はいないのだが、個別具体的な事例になった時、こういう場合あなたはどのような行動をとるかとか、どういう受け方をしてどういう言葉を発するかというような場合、総論としては、OKだが各論としては、どうなのかなという事がいろいろ起きる。そこで子どもたちはもうこの先生には言わないとか、この先生は信じるとかということが分かれるように思う。したがって、いろんな研修がなされているが、やはり本質に迫るような、人権に対しての人権意識の本質が現れるような議論をしていくということが大事。そのためには本当に苦しい事例、難しい事例について、先生方が本音で議論し合うような研修が重要。人の人生の一部分を、それもとても影響が大きい、成長の激しい時期を補う学校の先生方が苦しみながらも自分に寄り添ってくれたというか、一緒に考えて苦しんでくれて、前に進めたという記憶が、子どもたちを支えていくような感覚が、難しいケースであればあるほどある。そういうことが反映される研修というのは、在り様が難しいのだが、管理職の皆さんは経験もあり、それぞれの考えがあると思うが、それを敢えてやるべきではないかと思う。

<八ツ塚会長>

まさに、対面的に突き付けられるような場面というものが重要になってくる、その意味で大人でも迷うような、生々しい非常に深刻な事例について検討するようなそういう機会、また時間的な余裕、管理職も含めて必要ではないかというご提言だった。これは大学教育についての苦言とも受け止められるが、広い観点から我々も検討したい。

資料の5の2ページ目のイの項目、ご遺族への丁寧な対応の箇所。第三者の立場からご遺族をフォローしその心情に寄り添って対応するための仕組みが必要という提言。他方具体的にどのような立場の方が第三者の役割を担っていただけるか、あるいは県教委側からお願いをする以上完全に中立的な第三者という立場が成り立つのかどうか、非常に難しさを孕んでおり、それ故にこそ大変重要な提言。このイの項目についても、例えばこのような方がこういう役割を担うのではないか、あるいはこういう仕組みというものを作る可能性がないか、これは事例を参考にできないか等々、委員の皆様のご専門やご検討を踏まえて、助言あるいは投げかけをいただければ幸い。

<金和委員>

第三者的な方が入ること非常に大事だということは私たちも感じたところ。ただ、非常に難しい部分もある。例えば、私たちがいろんな検討をする中で、緊急支援チームを作って様々な立場で、重大事案の時は関わっていく制度も作っている。学校側にはそういった方々が専門性に依拠してその都度入っていたが、そういう方々に、場合によっては保護者の方へ一定の役割を持って関わっていただくということもひとつの選択肢としてあると

思う。必ずこの人にと決める必要はないと思いながら、事務局でもいろんな議論協議をされているところ。是非委員の皆様方からも、例えばこういう方がこういう役割を果たすこともあるのではないかとといういろんなアイデアを教えていただき、今後詰めていきたい。

<園田委員>

私の経験として。例えば、ご遺族の方が代理人弁護士を立てられている場合には緊急支援チームでも弁護士が一番、ご遺族が何を考えていらっしゃるのか、代理人が何を考えていらっしゃるのかっていうのがよくわかる。信頼関係を深めるという意味でも代理人として付かれている場合には弁護士が緊急支援チームとして、今直接の対応をする場合には付いていくと、もしくは書面がある場合には検討をするということが重要ではないか。

<篠原委員>

それぞれのケースでそれぞれに対応していかなければいけないのが難しいところ。中には、やはり精神疾患を疑わなければいけない場合もある。そんな場合はやはり、専門の方に入ってもらえないとわからない。その時の適切な第三者の選び方。最初の一步で必要かなっていう気もする。そこが本当に複雑なもので、遺族の方それぞれにどのような対応ができるかっていうことが、本当最初に必要なことかなと思ったりする。そこに何らかの不信感があったりすると非常にこじれてくるため、まずじっくりお話を聞いて、その方その方に見合った対応を柔軟に行っていくと難しい。

<園田委員>

初動が非常に大事。緊急支援チームの中でも、すぐに情報共有ができるような体制を。例えば弁護士の立場であれば、「あのとき、弁護士であったらこういうことができたのに」という後悔が後で起こってしまうということがあった。連絡会議というのもそうだが、その前の段階で何か情報共有できるものがあればいいなと思っている。

<金和委員>

何か重要なことが起きたと思った時に、誰かがすぐそばにどうかどうかっていうことがとても大事だと思う。緊急支援チームが動き出すのは、おそらくその日ではない。

事故等があった直後、誰が付き添うのか、この方はどういったご家族で、どういう考えのご家族、どういった反応をされるのかを感じる事が一番間違いないと感じる。

もし、どなたかが自死されたとわかった時に、まず誰が駆けつけて、誰がご家族のそばにいて、「きついですね」と誰が言えるのか。遠くから駆け付けるというよりも、学校のスタッフのどなたかになるのだと思うが、立場とかじゃなく、そのご家族にいちばん寄り添えるような人がまずそばにいて、一晩でもそばにいたことがきっと、その後の展開をよくする。取り入るという意味ではなく、そのご家族の持たれる、何を重要とされているか、何が心配なのか、そういったことを察知できる人が先生の中にいらっしゃるかどうかというのがすごく大事。事案が発生したその瞬間からが大事だと思う。そしてそれを、緊急支援チームの方々にちゃんと繋ぐことから始まって、例えば弁護士さんが行きましようとか、精神保健福祉士が行きましようっていうことになると思う。その場のその学校と先生が大事だと私は思う。

<篠原委員>

上手く話ができる人というのが、最終的にその人がずっと関わっていく感じの流れにしていく。いろんな人が関わっていく中で、必ずしも心理士の方が関わるだけでなく、精神科医が関わるだけでなく、全然違う方が割と中心になって関わって行って、周りでサポートしながら、その人が上手に対応していくことになる。学校であれば、先程言ったようにPTA会長や弁護士の方になるのかもしれない。そこは様々になる。金和委員が言われた

ように、初めの対応がやはり難しい。今言われたことがとても大事ではあるが、果たしてそこに居合わせた皆さんが、上手にできるかという課題はある。具体的にこうすればいいというものではない。ただ、やはり「初動がとても大事である」ということは、理解した上で、行動してもらうことが大事。初動で不信感を持たれると、やはり後から支援に入るにしてもマイナスの部分から対応することになる。

<ハツ塚会長>

初動が何より大事であり、どの立場の方が関わるにせよ、その方が大きな役割を担うこと、そのことを共有することがまず前提として必要ではないか、というご指摘と拝聴した。

事前に第三者制度を作っていたとしても、実際には予想とは違う形で発生するかもしれない、全く想定外の方が初動対応にあたるかもしれない、そのような難しさがある、非常に困難な課題、且つ必要な課題だろうと思います。関連する形でお気づきや、こういうご経験があった、あるいは逆にこういうことは避けなくてはいけないというふうな方向からのご指摘もあるかと思う。

因みに2ページの下、緊急支援という文言につきましては、チームから支援員という形で、実際に合わせて変更されたということも事前に伺っている。

<牛田局長>

もうひとつ、アドバイスを頂きたいところが、今の資料の5ページの(6)、今回の再調査の中でもいただいているご意見の中に、いわゆる加害と言われる子どもたちへの指導という部分がある。県北の事案の時も、学校はそこについてかなり難しい状況、苦勞した。学校の中の子どもたちの関係は、当然いじめを受けたいわゆる被害生徒への対応が最重要であることは言うまでもないが、一方で加害生徒に対する指導も非常に大事であるにもかかわらず、大変難しいということを経験している。この部分の指導に対する手引き的なものを今後検討していくが、そういった加害生徒に対する指導を実施する際に意識すべき点や考えてもらいたい視点などあれば、今後作業していく中で、参考にしていきたい。

<ハツ塚会長>

5ページの(6)、加害者と疑われる生徒に対する指導と援助につきまして、ご経験やまた注意すべき事項、またこのような各観点から検討するご提言・ご助言等々、ご専門の立場から忌憚のないご意見を頂戴したい。

<篠原委員>

いじめの背景には、怒り、周辺の感情があるというお話を以前したが、やはりこの加害者の方が、何に怒っていたのかということを引き出してあげることが大切。転移とっていじめられた経験があると、自分でも無意識でわからないようなところで怒りの感情が出てくる。何に腹を立てていたのかというところを、やはり引き出して反省していただく必要があると思う。

<ハツ塚会長>

臨床の立場から、怒りというものが背景にある。更にその怒りの背景、本人も気がついていない、本人も自覚していないようなものがある。それ抜きで頭ごなしに指導してもおそらく響かない、通じない、そういうご指摘だった。

<城野委員>

いじめの加害者の方は、エビデンス的には割と身体の不調感があったり、抑うつや不安があったりするとよく言われていて、そういった怒りがあったりすることで、身体の不調感といったものが出てきているのかもしれないと思う。確かに反省をしたり内省を促した

りということも大事だが、加害行為が起きる前に、心身の不調感や抗うつや不安に対するケアを進めることが重要だと感じる。

<八ツ塚会長>

指導や反省ということの前に、加害に至った本人自身の抱えている不調であったり、また身体的なものを含めて問題があったりするかもしれない。加害した側であっても、やはり犯罪者というわけではないのだから、尊重する、ケアをする、そのように共に問題を掘り下げるといふご指摘と受け止めた。

<金和委員>

加害といわれる人であっても、被害者といわれる人であっても、保護者といわれる人であっても、みんな一緒だと思う。寄り添われている感があると次に出る一言が本当の言葉になる。立場がどうであっても、誰かが同じ側に座っていると思うだけでほっとしたとか、何かあの時嫌だったとか、最終的に申し訳なかったという言葉が出るかもしれない。しかし、最初から評価しようと思ってそばにいと、決して心からの言葉は出ない。加害と言われているだけで不安であることから、やはり誰かが寄り添う形で、被害者であっても保護者であっても誰かが寄り添っていることで、本当の次の一言、本当の気持ちが表れると思う。評価をしないでそばにいとということが大事。

<八ツ塚会長>

評価をせずに寄り添ってそばにいとことの重要性、特に近年SNSの普及等にもより、加害者と扱われることで世界全てが敵になるといった圧力も、今回の県北の事案も含めて近年の問題としてあろうかと思う。加害者であると同時に保護しなければいけないという大変難しい課題だが、やはり県北の重い事案から受け止めて学ばなければならない論点だろうと思う。

<園田委員>

例えば今回の話は別として、加害生徒の中には、犯罪に該当する行為を行った生徒も結構いるはず。そういう子たちでも、最終的には社会内でちゃんと更生して、生活していかないといけない。今回の事案でどうなるかわからない生徒たち、ずっと加害生徒と言われている子に対して、高校を卒業して生活していくことの支障にならないように、当たり前の話だがケアをしてほしい。もうひとつクールな視点でいと、例えば加害生徒といわれるだけで、それ以上の事実の聴取ができなくなるという可能性もあると懸念する。本質的な部分が本人から聞き出せないところで、事実の調査が終わってしまい、本来の姿とは別の事案となってしまうということも無きにしもあらずだと思ふ。そういった意味でも、寄り添って、真実を聴き取ってもらえる存在がいと、事案としても正しい姿、再発防止の視点からも正しい姿を反映した状況になると感じる。

<八ツ塚会長>

罪を犯したとしても、社会にやはり戻っていく。まして、いじめという場合に、また本人だけでなく周囲がSNS等も含めて本人を追い込むというような場合もある。そういった前提を踏まえての対応が必要だといふ、大きな前提の話であった。

<金和委員>

先程から「寄り添う」といふ言葉が出ていふが、その時に非常に難しいと思ふことがある。それは、自分自身の立場を、加害者にも被害者にも決められない場合が多いといふこと。やたらと「すみません」とかを言ってしまうと、事実がまだ確定していないのに「学校が悪いんだ」とか、「スクールソーシャルワーカーが聞いてくれなかったから悪いんだ」とか、そんなふうにならぬ。やたらと「すみません」とか「それは駄目だね」

とかいうことは言わずに、「辛いですね」とか「それはきつかったですね」とか、その言葉かけひとつが辛い時ってものすごく大きく残る。あの人が、「ごめんなさいと言ったからあの人のせいだ」とか、「あの人が謝ったじゃないか」というふうになってしまうので、「ごめんなさい」を言う時は何についてごめんなさいなのかを、意識して私は言うようにしている。痛い思いをさせたことがごめんなさいなのか、うちの体制が悪かったのをごめんなさいなのかということがわからないうちに全てに対して謝ってしまうと、事実誤認が生じてしまう。先ほど、その場ですぐに保護者の方に付いてほしいと言いましたけど、そのためには、寄り添うためのスキルが必要だと思う。

<八ツ塚会長>

機械的に「すいませんでした」を繰り返すのではむしろ問題の解決にならない。一層悪化をしてしまう。本人たちが自分の行動を掘り下げるような役割が必要である。

<篠原委員>

いじめかどうかわからないような状態で意地悪なことをする。これをいじめと立証する、加害者を特定し立証するのは難しいと母親にも話をして、転校を勧めたことがあり、結果、県外に転校された。その時、そのお母さんが泣いて私に、「こちらは何も悪いことをしていないのに。どうしてあの子どもたちは何の処罰もされずに、私の娘が転校しないといけないのか」と言われた経験がある。加害といわれるような生徒さんも、被害を受けられる方も、どちらも大切な、学校側として大切な生徒であるということを打ち出して、被害と言われている側の方たちに対して、加害者をフォローするような姿勢をとると、被害を受けられた方のご遺族とかはとてもお怒りになる。しかし、学校側としてどちらも大切な生徒だということとは、怒りを覚悟した上で、やはり打ち出していいと思う。何を言いたいのかといえば、加害者と断定することがとても難しいケースもある。被害者の気持ちを考慮しながら、加害者に対してのフォローを行うことは、大変難しいが、考えておかなければいけないことである。

<八ツ塚会長>

つい加害者という言葉に引きずられがちになるが、それが一筋縄ではいかない、グループで抱え込まれてしまっただけで心ならずもいろんな事情がある。そうしたことを理解した上で、むしろ加害者であると同時に大人の側、我々の側が残念ながら上手く導けなかったという認識が必要なのかもしれないと私も感じた。

<金和委員>

保護者は学校の先生との関りの中で、何をいちばん喜んでいらっしゃるのかというと、「教えていただけること」と「一緒に考えてもらえること」と、「こちらから言うことをちゃんと聞いて下さること」のこの3つ。

この3つすべてをしてもらえている方が、学校と関係がいいなと感じている。例えば進学に関する事とか、指導が上手にタイミングよく教えて下さること。答えが出ないような、長い不登校の問題など、答えは出ないことに一緒に付き合っただ下さること。ネットやゲームの常識など、今流行っている子どもが言いたい時に聞いて下さって、「へえ、そうなんだ、それってこんなふうにも使えるかな」と、教育の中に取り込んでくださる先生を、お母さんたちは信頼していらっしゃると感じるこの頃。

「教えてあげましょう」という先生に対してはスパッとシャットアウトされる方も多い。先生も万能ではないということ、子どもの方が知っている。そういうことを表して下さるとうまくいくことが多いと感じている。

<八ツ塚会長>

今までの、一方的ないわば上から目線で教えるのではない違った形での関わり合いを、むしろ保護者の方も子どもさんも求めているという大きな現状認識を頂戴した。もちろん、過酷な労働条件等もあり、先生も人間である以上、難しい部分もあるが、時には対話的な学び等々の機運の中で、今までと違う方法が求められている、それがいじめの問題についても関わっているという大変重要なご指摘だった。

<園田委員>

いじめの加害生徒とされている生徒たちへの指導ということが書かれているが、加害者と疑われる生徒以外のグレーゾーンの生徒、いじめの傍観者という位置づけの子たちやその時に一緒に居合わせてしまった子たちに対してのケアも大事だと思う。

<八ツ塚会長>

まさに加害者という言葉の難しさで、そこにグラデーションがあるというご指摘。たまたま、その流れで乗ってしまっただけで、やはり心ならずもそうせざるをえなかった、あるいはまたそこで何かできたはずなのにできなかったという形で後悔を残している子どもさんもいらっしゃるかもしれない。そうした形で目配りをしながらの指導が必要なのではないかというご指摘。これはまた県北事案の提言に反するものではなく、加害者というひとつのキーワードそこだけで閉じるのではなく、広い解釈をすべきと思う。

当初、次回の審議会で答申というスケジュールを想定していたが、昨日の福岡高裁の控訴審判決がだされたことから、一部に更なる修正が必要であると判断しますので、次回審議会において再度最終確認を行った後に、答申するというスケジュールでいかがでしょうか。では、次回審議会で、最終確認を行うこととする。時間もまいったので、本日の審議はこれまでとする。

8 牛田局長お礼